

居宅届提出時における注意点について

1. 居宅届とは

居宅届とは、居宅介護事業者にケアプランの作成を依頼し、合意したことを市へ届け出てもらうもの。「①居宅サービス計画等作成依頼届出書」「②小規模多機能型・看護小規模型居宅介護サービス計画作成依頼届出書」「③介護予防ケアマネジメント依頼届出書」の3種類がある。

① 居宅サービス計画等作成依頼届出書

⇒要支援・要介護認定を受けた（申請中）の利用者用

② 小規模多機能型・看護小規模型居宅介護サービス計画作成依頼届出書

⇒要支援・要介護認定を受けた（申請中）の利用者で小規模・看護小規模事業所の利用者用

③ 介護予防ケアマネジメント依頼届出書

⇒基本チェックリストを受けた事業対象者用

2. 居宅届の提出期間と提出先

提出期間は、原則利用者と事業者が契約を行った日から、サービス利用開始月の月末（最終営業日）まで。提出先は下記表を参考。

	介護保険課	総合支所	市民センター
①居宅サービス計画等作成依頼届出書	○	○	○
②小規模多機能型・看護小規模型 居宅介護サービス計画作成依頼届出書	○	○	○
③介護予防ケアマネジメント依頼届出書	○	○	×

3. 遅延が起きやすいタイミング

ケース① 新規申請・区分変更申請の時

新規申請、区分変更申請中に、認定がおりてから居宅届を提出すればよいと勘違いし、居宅届を提出しないまま暫定で介護サービスを利用していた。認定がおりた後に居宅届を提出しようとしたら、月を跨いでしまった。

⇒暫定であっても、介護サービス開始日の属する月内の提出が必要です。

※ ただし、新規申請・区分変更申請時に、認定結果が予防か介護かわからないため、地域包括支援センターより委託を受けた事業所が予防と介護両方の暫定プランを作成し、地域包括支援センターがサービス利用開始月の月末（最終営業日）までに居宅届を提出することで、地域包括支援センターから廻りの公印をもらい、居宅届を提出することで遡って登録することは可能です。

ケース② 転入の時

転入前の自治体は月を跨いで提出してもよかったため、久留米市も同じだと勘違いし、月を跨いでしまった。

利用者の家族が久留米市に住民票の異動をしたことを把握しておらず、翌月に保険者が久留米市に変わったことを知ったため、月を跨いでしまった。

⇒提出の期限は自治体によって違います。不明な場合は必ずご確認ください。ご家族との連携も大切です。

ケース③ 月末が土日だった時

介護サービス開始月の月末までに提出すればいいと思っていたら、月末が土日で市役所が休みだったため、月を跨いでしまった。

⇒月内の提出がどうしても難しい場合は事前に連絡をお願いします。

ケース④ 生活保護受給者が65歳になった時

特定疾病が原因で介護サービスが必要な65歳未満の生活保護受給者の方が、生活保護制度で介護保険サービスと同様のサービスを利用していた。事業者の変更もなかったため、65歳になっても居宅届の提出がもれており、月を跨いでしまった。

⇒資格取得日は65歳の誕生日の前日であるため、資格取得日の月末（誕生日の前日の月末）までに居宅届の提出が必要です。担当ケースワーカーとの連携も大切です。

ケース⑤ 事業所番号が変わった時

事業所番号が変わったが、居宅届の提出をしなおす必要はないと勘違いしていた。

⇒事業所番号が変わったときには、変更月内に居宅届を提出しなおす必要があります。

(参考) 居宅届出提出後の介護保険被保険者証の表示

「居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称」欄に印字される。

(二)		(三)	
日	給付制限	内容	期間
			開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
			開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
年 月 日			開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
年 月 日		居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	届出年月日 平成 年 月 日
給付限度基準額			届出年月日 平成 年 月 日
			届出年月日 平成 年 月 日
			届出年月日 平成 年 月 日
		種類	入所等年月日 平成 年 月 日
		名称	届出年月日 平成 年 月 日

①居宅サービス計画等作成依頼届出書

②小規模多機能型・看護小規模型居宅介護

サービス計画作成依頼届出書

⇒居宅届の受付年月日が印字される

③介護予防ケアマネジメント依頼届出書

⇒基本チェックリスト実施日が印字される

(※基本チェックリスト実施月の翌月以降に提出した場合は、ケアマネジメント依頼届を提出した月の月初日(1日)が反映)